

令和2年度

福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

第5号議案

令和2年度 福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用水供給業務

供給対象団体	一日平均供給水量	年間総供給水量
久留米市	17,381 m ³	6,344,065 m ³
大川市	10,477 m ³	3,824,105 m ³
筑後市	7,000 m ³	2,555,000 m ³
柳川市	16,397 m ³	5,984,905 m ³
大牟田市	14,035 m ³	5,122,775 m ³
八女市	7,564 m ³	2,760,860 m ³
朝倉市	2,100 m ³	766,500 m ³
みやま市	3,516 m ³	1,283,340 m ³
大木町	3,329 m ³	1,215,085 m ³
広川町	4,164 m ³	1,519,860 m ³
筑前町	3,413 m ³	1,245,745 m ³
三井水道企業団	12,332 m ³	4,501,180 m ³
計	101,708 m ³	37,123,420 m ³

(2) 主な建設改良工事

(第二期拡張事業)

- ・ 南系第二送水管布設工事
- ・ 大牟田系第二送水管布設工事
- ・ 立花系第二送水管布設工事

(施設改良事業)

- ・ 東櫛原取水場導水ポンプ増設工事
- ・ 3系沈殿池外1箇所電気機械設備更新工事、高田中継ポンプ場自家発電設備更新工事、配水場濁色度計更新工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			4,674,018 千円
第1項 営業収益			3,959,337 千円
第2項 営業外収益			714,680 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			4,079,587 千円
第1項 営業費用			3,677,246 千円
第2項 営業外費用			357,340 千円
第3項 特別損失			1 千円
第4項 予備費			45,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,573,735千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額237,032千円、過年度損益勘定留保資金1,653,090千円及び当年度損益勘定留保資金683,613千円をもって補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			2,353,040 千円
第1項 企業債			1,056,000 千円
第2項 国庫補助金			499,536 千円
第3項 出資金			497,500 千円
第4項 工事負担金			1 千円
第5項 固定資産売却代金			1 千円

第6項	投資有価証券売却代金	1千円
第7項	水源開発積立基金取崩額	300,000千円
第8項	その他資本的収入	1千円

支 出

第1款	資本的支出	4,926,775千円
第1項	第二期拡張事業費	1,499,014千円
第2項	小石原川ダム建設事業費	128,027千円
第3項	改良費	777,246千円
第4項	企業債償還金	1,097,078千円
第5項	ダム割賦負担金	983,690千円
第6項	投資有価証券購入費	300,000千円
第7項	基金積立金	141,720千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
小石原川ダム建設事業に係る割賦負担金	令和3年度から令和21年度まで	10,388,768千円
高田中継ポンプ場自家発電設備更新工事	令和3年度	130,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第二期拡張事業	490,000千円	証書借入	年 5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
施設改良事業	566,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 404,931 千円
- (2) 交際費 500 千円

(他会計からの出資金・負担金)

第9条 企業団の正常な運営を保つため、他会計からこの会計へ納入を受ける出資金・負担金は、次のとおりとする。

目 的	出資金・負担金	備 考
第二期拡張事業出資金	497,500 千円	国庫補助事業に係る関係団体の一般会計からの出資金(第二期拡張事業費)
地方公営企業繰出金	370,715 千円	水源開発対策に係る関係団体の一般会計からの繰出金
計	868,215 千円	

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取得する資産	水質検査機器	誘導結合プラズマ質量分析計	1 式

令和2年2月26日提出

福岡県南広域水道企業団
企業長 鵜 木 賢